

あきた春割キャンペーン！を利用する旅行者全員に ワクチン接種証明等が必要です

詳細につきましては、観光庁発表の「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」 (https://www.mlit.go.jp/kankocho/news08_000346.html) を参照ください。

秋田県以外の対象エリア在住者の場合

■ ワクチン接種歴

⇒ 予防接種済証・接種記録書・接種証明書のいずれかにて証明
旅行者がワクチン **3回接種完了** していればOK

【例】 4/1にコロナワクチン3回目接種 → 4/1以降は宿泊OK

■ PCR検査（抗原定量検査含む）

⇒ 宿泊者が宿泊日当日の3日前以降に検体採取を行った場合の
検査結果通知書により、陰性であることが証明出来ればOK

【例】 宿泊予定日が4/16の時は、4/13以降に検体採取の結果が必要となる

4/10	4/11	4/12	4/13	4/14	4/15	4/16	4/17
← 検査結果対象外			← 検体採取期間 →			宿泊日	

■ 抗原定性検査

⇒ 宿泊者が宿泊日の**前日または宿泊当日**に検体採取を行った場合の
検査結果通知書により、陰性であることが証明出来ればOK

■ 当日、目視確認の作業を行う場所と時間の確保

⇒ 密にならないよう工夫をお願いします。

【参考】 観光庁の技術実証結果による確認書類の平均目視確認時間
ワクチン接種歴：18秒 陰性の検査結果：25秒

※ワクチン接種証明書等は内容が確認出来れば原本である必要はなく、コピーやスマートフォン写真等による提示も可とします。

※同居する親等の監護者が同伴する場合には、12歳未満（チェックイン時点）は検査不要です。

あきた春割キャンペーン！を利用する旅行者全員に ワクチン接種証明等が必要です

詳細につきましては、観光庁発表の「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」 (https://www.mlit.go.jp/kankocho/news08_000346.html) を参照ください。

秋田県在住者の場合

■ ワクチン接種歴

⇒ 予防接種済証・接種記録書・接種証明書 のいずれかにて証明
旅行者がワクチン **2回接種完了日** から 14日以上経過していればOK

【例】 4/1にコロナワクチン2回目接種 ⇒ 4/16から宿泊OK

3/31	4/1	4/2	4/15	4/16	4/17
	2回目接種	宿泊×	宿泊×	宿泊×	宿泊×	宿泊可能⇒	

■ PCR検査（抗原定量検査含む）

⇒ 宿泊者が宿泊日当日の3日前以降に検体採取を行った場合の
検査結果通知書により、陰性であることが証明出来ればOK

【例】 宿泊予定日が4/16の時は、4/13以降に検体採取の結果が必要となる

4/10	4/11	4/12	4/13	4/14	4/15	4/16	4/17
			← 検体採取期間	→		宿泊日	
			← 検査結果対象外				

■ 抗原定性検査

⇒ 宿泊者が宿泊日の**前日または宿泊当日**に検体採取を行った場合の
検査結果通知書により、陰性であることが証明出来ればOK

■ 当日、目視確認の作業を行う場所と時間の確保

⇒ 密にならないよう工夫をお願いします。

【参考】 観光庁の技術実証結果による確認書類の平均目視確認時間
ワクチン接種歴：18秒 陰性の検査結果：25秒

※ワクチン接種証明書等は内容が確認出来れば原本である必要はなく、コピーやスマートフォンの写真等による提示も可とします。

※同居する親等の監護者が同伴する場合には、12歳未満（チェックイン時点）は検査不要です。